

■提出方法

変更後１０日以内に、行政オンラインシステムにより届出を行ってください。

※写しの提出に際し、原本証明は不要です。

■提出に必要な書類

* 内容により異なります。下記を参照してください

変更する事項		必要書類	留意点
1	事業所の名称	・変更届出書（様式第３号） ・指定に係る記載事項(付表２) ・運営規程 ・業務管理体制に関する届出書（業管第２-１号）…①	①…本市に届出が必要な事業所のみ
2	事業所の所在地の変更	・変更届出書（様式第３号） ・指定に係る記載事項(付表２) ・運営規程 ・事業所の平面図 ・事業所内外の写真 ・案内図…① ・損害賠償発生時の対応方法を明示する書類の写し…② ・業務管理体制に関する届出書（業管第２-１号）…③	①…協力医療機関との位置関係も明記のこと ②…移転後も適用となる旨がわかる書類を提出（異動届等） ③…本市に届出が必要な事業所のみ
3	事業所の専用区画等の変更	・変更届出書（様式第３号） ・事業所の変更前及び変更後の平面図 ・事業所の変更箇所の写真	
4	事業所の電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス	・変更届出書（様式第３号） ・指定に係る記載事項(付表２)	

変更する事項		必要書類	留意点
5	申請者(法人等)の名称 申請者(法人等)の所在地 ※履歴事項全部証明書(登記簿謄本)が、法務局での手続きの関係で、変更日(登記日)から10日以内に提出できない場合は、法務局から履歴事項全部証明書(登記簿謄本)が発行されてから、変更届の必要書類一式をまとめて提出してください。(この場合、変更後10日以内でなくても可とします。)	・変更届出書(様式第3号) ・履歴事項全部証明書(原本)又は条例等 (同一法人が複数事業所を運営している場合は、原本添付は1部で可。変更届出書(様式第3号)のみ事業所ごとに作成のうえ写し(原本証明不要)を添付してください。) ・業務管理体制に関する届出書(業管第2-1号)…①	①…本市に届出が必要な事業所のみ *法人の一体性(継続性)が認められる場合以外は、新規申請 *法人等の名称のふりがなを変更届出書に明記のこと
6	申請者(法人等)の電話番号、FAX番号、メールアドレス	・変更届出書(様式第3号) ・業務管理体制に関する届出書(業管第2-1号)…①	①…本市に届出が必要な事業所のみ
7	申請者(法人等)の代表者変更、代表者の氏名・住所・電話番号 ※履歴事項全部証明書(登記簿謄本)が、法務局での手続きの関係で、変更日(登記日)から10日以内に提出できない場合は、法務局から履歴事項全部証明書(登記簿謄本)が発行されてから、変更届の必要書類一式をまとめて提出してください。(この場合、変更後10日以内でなくても可とします。)	・変更届出書(様式第3号) ・履歴事項全部証明書(原本)又は条例等…④ (同一法人が複数事業所を運営している場合は、原本添付は1部で可。変更届出書(様式第3号)のみ事業所ごとに作成のうえ写し(原本証明不要)を添付してください。) ・第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書…① ・役員名簿…② ・業務管理体制に関する届出書(業管第2-1号)…③	①②…申請者の代表者が新たに就任する場合に添付 ②…ふりがなを明記のこと ③…本市に届出が必要な事業所のみ ④…電話番号のみ変更時は不要
8	当該事業者が設置する事業所において提供する障害福祉サービス等の内容、又は障害福祉サービス等を提供する事業所の名称及び所在地	・変更届出書(様式第3号) ・指定に係る記載事項(付表2) ・運営規程 ・提供する障害福祉サービス事業の指定書の写し…① ・障害福祉サービス等を提供する事業所に係る変更届(受付印入り控えの写し)…②	①…提供する障害福祉サービス等の内容を変更、新たに追加する場合 ②…現に障害福祉サービス等の提供を行っている事業所の情報に変更が生じた場合 ・指定を受けていない障害福祉サービスを提供する場合は、事前にご相談ください
9	第三者に委託して提供する障害福祉サービス等の内容、又は委託先の変更、若しくは委託先の名称及び所在地	・変更届出書(様式第3号) ・指定に係る記載事項(付表2) ・運営規程 ・提供する障害福祉サービス事業の指定書の写し…① ・委託事業者に係る変更届(受付印入り控えの写し)…② ・委託関係を証明する書類の写し	①…提供する障害福祉サービス等の内容を変更、新たに追加する場合 ②…現に障害福祉サービス等の提供を行っている事業所の情報に変更が生じた場合 ・指定を受けていない障害福祉サービスを提供する場合は、事前にご相談ください

10	管理者の変更、管理者の氏名・住所・電話番号	・変更届出書（様式第3号） ・指定に係る記載事項（付表2） ・組織体制図…① ・経歴書…② ・第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書…③	①…他の業務と兼務する場合のみ添付 ②…3ヶ月以内に撮影した写真を貼付 ①②③…管理者が新たに就任する場合のみ添付
11	サービス提供責任者の変更、サービス提供責任者の氏名・住所・電話番号	・変更届出書（様式第3号） ・指定に係る記載事項（付表2） ・組織体制図…① ・経歴書…② ・資格を証する書類の写し…③ ・実務経験証明書…④	①…すべての兼務関係を明確に記載のこと ②…3ヶ月以内に撮影した写真を貼付 ①②③④…サ責が新たに就任する場合のみ添付
12	運営規程 ・営業日・営業時間 ・サービス提供日 ・サービス提供時間 ・通常の事業の実施地域 ・利用者負担の額	・変更届出書（様式第3号） ・指定に係る記載事項（付表2） ・運営規程	
13	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関等との契約の内容	・変更届出書（様式第3号） ・指定に係る記載事項（付表2） ・協力医療機関との契約の内容 ・事業所と協力医療機関の位置関係を示す地図等…①	①…協力医療機関を変更する場合に必要

※変更の内容及び状況により、上記以外の書類の提出を求める場合があります。